

飯能市計画策定業務等の2か年にわたる業務委託の
契約方法に関する運用基準

(平成13年5月22日決裁)

1 趣 旨

この基準は、計画策定等の業務で2か年にわたる業務委託によって業務を執行する場合における契約方法について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約方法の基本的考え方

(1) 初年度における契約方法については、次に掲げるところにより競争入札に付し、又はプロポーザル方式によって契約の相手方を決定し、契約を締結する。

① 競争入札に付す場合

当該業務について既に競争入札に参加させるに十分な実績を有する業者が相当数あり、しかも必要にして十分な技術を有しているものと認められる場合においては、競争入札によって落札者を決定し、契約を締結する。

② プロポーザル方式によって契約の相手方を決定する場合

当該業務については、競争入札に参加させるに十分な実績を有する業者が少数である場合、又は創造性、技術力、技術者の経験等を審査したうえで契約の相手方を決定することが適当であると認められる場合においては、プロポーザル方式によって契約の相手方を決定し、随意契約によって契約を締結する。

(2) 当該業務委託に係る予算に債務負担行為が定められてない場合における次年度の契約方法については、次に掲げるところにより競争入札に付し、又は随意契約により契約を締結する。

① 競争入札に付す場合

初年度の業務委託の履行によって得られた成果をもとに、初年度の委託業者以外の業者においても次年度の委託業務を履行することができるものと認められる場合においては、競争入札によって落札者を決定し、契約を締結する。

② 随意契約による場合

初年度における委託業務の履行過程において、受注者が構築したデータシステム等を活用しなければ次年度の委託業務の履行に支障が生じると認められ

る場合、受注者が特別な技術を開発し、その技術が次年度の委託業務の履行に深く関わるものと認められる場合、又は初年度の業務と次年度の業務の一体的処理をしなければ目標とする成果を得ることが期待できないものと認められる場合においては、随意契約によって契約を締結する。

3 予算に債務負担行為を定めた場合における契約方法

当該業務委託に係る予算に債務負担行為を定めた場合においては、指名業者に業務全体計画を仕様書で示して説明したうえで、競争入札又はプロポーザル方式によって契約の相手方を決定し、契約を締結する。

4 予算に債務負担行為が定められてない場合における契約方法

当該業務委託に係る予算に債務負担行為が定められてない場合においては、次に掲げるところにより契約の相手方を決定し、契約を締結する。

(1) 初年度は入札、次年度も入札を行う場合

初年度及び次年度ともに入札に付す場合においては、それぞれ当該年度の予算で定めるところにより、指名業者に業務委託に係る仕様書を示して説明したうえで、競争入札によって落札者を決定し、契約を締結する。

(2) 初年度は入札、次年度は随意契約を行う場合

① 初年度における発注時点当初から、初年度は入札、次年度は随意契約によることと方針を定めた場合においては、次に定めるところにより契約を締結する。

ア 初年度は、指名業者に業務全体計画及び当該年度の業務委託に係る仕様書を示して説明したうえで、競争入札によって落札者を決定し、当該落札者と2か年にわたる業務委託に係る基本協定（様式第1号）及び当該年度に係る業務委託の契約を締結する。この場合において、入札の際に次年度の業務委託に係る参考見積書の提出を求めるものとする。

イ 次年度は、初年度に締結した基本協定に基づいて当該業者に当該年度の業務委託に係る仕様書を示して見積書を徴し、初年度に提出された次年度の参考見積額と比較検討して定めた予定価格の範囲内の見積価格をもって契約金額を確定し、契約を締結する。

② 初年度における発注時点当初は次年度は入札に付す予定であったが、初年度の委託業務終了後、次年度は初年度の委託業務の受注者と随意契約により契約を締結することになった場合においては、当該初年度の受注者及び他の業者に次年度の業務委託に係る仕様書を示して見積書を徴して比較検討したうえで、予定価格の範囲内を見積価格をもって契約金額を確定し、契約を締結する。

(3) 初年度はプロポーザル方式、次年度は随意契約を行う場合

初年度はプロポーザル方式、次年度は随意契約を行う場合は、次に定めるところにより契約を締結する。

ア 初年度は、指名業者に業務全体計画及び当該年度の業務委託に係る仕様書を示して説明したうえで、提案書及び当該年度の業務委託に係る見積書並びに次年度の業務委託に係る参考見積書の提出を求めて契約の相手方を決定し、当該契約の相手方と2か年にわたる業務委託に係る基本協定及び当該年度に係る業務委託の契約を締結する。

イ 次年度は、初年度に締結した基本協定に基づいて当該業者に当該年度の業務委託に係る仕様書を示して見積書を徴し、初年度に提出された次年度の参考見積額と比較検討して定めた予定価格の範囲内を見積価格をもって契約金額を確定し、契約を締結する。

5 契約方法の選定

契約方法は、飯能市建設工事請負指名業者資格審査会において選定する。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

附 則

この基準は、平成13年7月1日以後に2か年にわたる業務委託によって計画策定業務等の業務委託契約を締結するものについて適用する。

基本協定書

飯能市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり基本協定を締結する。

第1条 甲は、別紙「〇〇〇〇〇に係る全体計画書」に基づき、平成〇〇年度及び平成〇〇年度に〇〇〇〇〇業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条 甲と乙とは、前条の規定によりそれぞれの当該年度の業務委託に係る契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

第3条 平成〇〇年度において予算の減額又は削除があった場合においては、甲はこの協定を解除することができる。

第4条 前条の規定によりこの協定が解除されたことに伴って、乙に損害が生じた場合においても、甲はその責めを負わないものとする。

第5条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定成立の証として協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住 所 飯能市大字双柳1番地の1
氏 名 飯能市
飯能市長 氏 名 印

乙 住 所
氏 名 印